

昭和四十五年法律第十六号

自転車道の整備等に関する法律

(目的)

この法律は、わが国における自転車の利用状況にかんがみ、自転車が安全に通行することができる自転車道の整備等に関する必要な措置を定め、もつて交通事故の防止と交通の円滑化に寄与し、あわせて自転車の利用による国民の心身の健全な発達に資することを目的とする。

第二条 この法律において「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第百八十九号)による道路をいう。

第二条 この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者(同法第八十八条第二項の規定により国土交通大臣が改革を行う道路にあつては、国土交通大臣)をいう。

第三条 この法律において「自転車道」とは、次に掲げるものをいう。

- 1 もつばら自転車の通行の用に供することを目的とする道路又は道路の部分
- 2 自転車及び歩行者の共通の通行の用に供することを目的とする道路又は道路の部分
- 3 この法律において「自転車道整備事業」とは、自転車道の設置に関する事業をいう。
- 4 この法律において「自転車道整備事業」とは、自転車道の設置に関する事業をいう。

第三条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する目的を達成するため、自転車道整備事業が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

第四条 道路管理者は、道路法第三十条第一項の政令又は同条第二項の政令及び同条第三項の規定に基づく条例で定める基準に従い、自転車及び自動車の交通量、道路における交通事故の発生状況その他の事情を考慮して自転車道整備事業を実施するよう努めなければならない。(自転車道の計画的整備)

第五条 社会資本整備重点計画法(平成十五年法律第二十号)第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画は、自転車道の計画的整備が促進されるよう配慮して定められなければならない。

(自転車専用道路等の設置)
第六条 道路管理者は、自転車の通行の安全を確保し、あわせて自転車の利用による国民の心身を確保する。ただし、平成十三年一月六日から施行する。ただ

の健全な発達に資するため、道路法第四十八条の十三第一項の規定による指定をした道路又は同条第二項の規定による指定をした道路を設置するよう努めなければならない。

道路管理者が、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第六条に規定する河川区域(同法第五十八条の二の規定により指定されたものを含む)内の土地又は国有林野の管理經營に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)において「国有林野」という)である土地を

利用して前項の道路を設置しようとする場合においては、河川又は国有林野の管理者は、河川又は国有林野の管理上支障のない範囲内において、その設置に協力するものとする。

国は、第一項の道路の設置の促進に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第七条 都道府県公安委員会は、自転車道の整備と相まって、自転車の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。(自転車の通行の安全を確保するための交通規制)

附 則 (昭和四六年四月一五日法律第四号)抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一六年六月九日法律第一〇号)抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一〇年一〇月一九日法律第六号)抄

1 この法律は、公布の日から起算して八月をこえる範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成七年四月五日法律第六四号)抄

1 この法律は、公布の日から起算して八月をこえる範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一〇年一〇月一九日法律第一六〇号)抄

(施行期日)

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る) (施行期日)

二 第千三百五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正に係る法律附則の改正規定に係る部分に限る) (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号)抄

二 道路管理者が、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第六条に規定する河川区域(同法第五十八条の二の規定により指定されたものを含む)内の土地又は国有林野の管理經營に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)において「国有林野」という)である土地を

利用して前項の道路を設置しようとする場合においては、河川又は国有林野の管理者は、河川又は国有林野の管理上支障のない範囲内において、その設置に協力するものとする。

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

附 則 (平成一六年六月九日法律第一〇二号)抄

1 この法律は、平成十八年三月三十一日までににおいて政令で定める日から施行する。

(検討)

附 則 (平成二三年五月二日法律第三七号)抄

1 この法律は、公布の日から起算して二月をこえる範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四二号)抄

1 この法律は、公布の日から起算して二月をこえる範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四二三五号)抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

二 前項の場合において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律附則第三十一条のうち自転車道の整備等に関する法律第四条の改正規定中「同条第三項の政令及び同条第四項」とあるのは、「同条第二項の政令及び同条第三項」とする。

第一条 この法律は、平成二三年一二月一四日法律第二二二号)抄

2 前項の場合において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律附則第三十一条のうち自転車道の整備等に関する法律第四条の改正規定中「同条第三項の政令及び同条第四項」とあるのは、「同条第二項の政令及び同条第三項」とする。

附 則 (平成二三年一二月一四日法律第二二二号)抄

1 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四二二三号)抄

1 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成二八年一二月一六日法律第四二二三号)抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成二八年一二月一六日法律第四二二三号)抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

(検討)

二、第四十五条の二及び第四十六条の規定

平成二十四年四月一日

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号)抄

二 道路管理者が、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第六条に規定する河川区域(同法第五十八条の二の規定により指定されたものを含む)内の土地又は国有林野の管理經營に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)において「国有林野」という)である土地を

利用して前項の道路を設置しようとする場合においては、河川又は国有林野の管理者は、河川又は国有林野の管理上支障のない範囲内において、その設置に協力するものとする。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四二二三号)抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成二八年一二月一六日法律第四二二三号)抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成二八年一二月一六日法律第四二二三号)抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成二八年一二月一六日法律第四二二三号)抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

(検討)

二、第四十五条の二及び第四十六条の規定

平成二十四年四月一日

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号)抄

二 道路管理者が、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第六条に規定する河川区域(同法第五十八条の二の規定により指定されたものを含む)内の土地又は国有林野の管理經營に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)において「国有林野」という)である土地を

利用して前項の道路を設置しようとする場合においては、河川又は国有林野の管理者は、河川又は国有林野の管理上支障のない範囲内において、その設置に協力するものとする。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四二二三号)抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成二八年一二月一六日法律第四二二三号)抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成二八年一二月一六日法律第四二二三号)抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成二八年一二月一六日法律第四二二三号)抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

(検討)

2
を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
政府は、自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。